

添加物課題

No.	使用品目	事業者の課題認識対象	用途	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	チョコレート・焼き菓子	シュガーエステル	乳化剤	—	有
2	チョコレート・焼き菓子	ソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤	—	一部有
3	チョコレート・焼き菓子	PGPR[476]	乳化剤	—	有
4	チョコレート・焼き菓子	ベニコウジ	色素	—	有
5	チョコレート・焼き菓子	クチナシ	色素	—	有
6	チョコレート・焼き菓子	ベニバナ	色素	—	有
7	菓子	フマル酸	酸味料	中国	有
8	菓子	クチナシ	色素	—	一部有
9	菓子	ベニバナ	色素	—	一部有
10	菓子	乳化剤	乳化剤	—	一部有

添加物課題

No.	使用品目	事業者の課題認識対象	用途	対象地域	輸入品への使用制限の有無
11	清涼飲料水	乳化剤	乳化剤	台湾	有
12	清涼飲料水	砂糖	甘味料	インドネシア・シンガポール	有
13	粉末スープ	乳化剤	乳化剤	香港・台湾・シンガポール・タイ・韓国	一部有
14	清涼飲料水・粉末スープ	香料	香料	香港・台湾・シンガポール・タイ・韓国・中近東	一部有
15	アイス・ソフトキャンディ等	クチナシ	色素	-	-
16	チョコレート	シヨ糖脂肪酸エステル	乳化剤	-	-
17	チョコレート	シュガーエステル	乳化剤	-	-
18	-	ベニコウジ	色素	-	-
19	清涼飲料水	香料	香料	-	一部有
20	乳飲料	乳化剤	乳化剤	-	一部有
21	清涼飲料水	ミネラル製材	栄養強化剤	-	一部有

添加物課題

No.	使用品目	事業者の課題認識対象	用途	対象地域	輸入品への使用制限の有無
22	チーズ	デハイドロ酢酸	保存料	—	一部有
23	たれ・つゆ・味噌	ビタゲン	保存料	—	一部有
24	クリーム	ソルビン酸	保存料	—	一部有
25	菓子	クチナシ色素	色素	ベトナム・米国・香港・台湾・オーストラリア・中国	一部有
26	生わさび・練わさび	天然着色料	着色料	米国・韓国	有
27	加工食品全般	亜硝酸ナトリウム	発色剤	香港・シンガポール	一部有
28	加工食品全般	着色料	着色料	香港・シンガポール	一部有
29	味付け魚	ステビア	甘味料	香港・シンガポール	一部有
30	弁当	トレハロース	甘味料	シンガポール	有
31	おせち・栗	ベニコウジ	色素	—	一部有
32	おせち	クチナシ	色素	—	一部有

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物に対して輸出に向けた対応を実施したもの	最も課題となっている添加物の種類	最も課題となっている添加物の詳細	課題となっている添加物の規制対象国/エリア
加工食品メーカー	水産加工品	甘味料 着色料 糊料、増粘安定剤	糊料、増粘安定剤	着色料	クチナシ黄色素	米国
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む） 酪農製品（牛乳・チーズ等）	着色料 糊料、増粘安定剤 酸化防止剤、ビタミン 乳化剤 リン酸塩 香料・溶剤香辛料抽出物	着色料	香料・溶剤香辛料抽出物	その他	香港 台湾 シンガポール
加工食品メーカー	醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む）	甘味料	甘味料	甘味料		米国 EU 英国 オーストラリア
加工食品メーカー	その他調味料（カレールウ等含む）	調味料、アミノ酸、苦味料 香料・溶剤香辛料抽出物	調味料、アミノ酸、苦味料 香料・溶剤香辛料抽出物	香料・溶剤香辛料抽出物		
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む）	甘味料 着色料 乳化剤 香料・溶剤香辛料抽出物	着色料	着色料	ベニバナ赤色素	香港
加工食品メーカー	大豆加工品（豆腐・納豆等）	着色料 糊料、増粘安定剤 酸化防止剤、ビタミン 酵素 酸味料、pH調整剤 乳化剤 リン酸塩 製造用剤等（漂白剤、ミネラル、豆腐用凝固剤、発色剤）	課題となっている添加物はない	着色料	ベニコウジ色素	米国 シンガポール
加工食品メーカー	水産加工品	甘味料 着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 糊料、増粘安定剤 酸化防止剤、ビタミン ガムベース、光沢剤 酵素 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味料	甘味料 着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 糊料、増粘安定剤 酸化防止剤、ビタミン ガムベース、光沢剤 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味料	着色料	ベニコウジ色素	中国 香港 台湾 タイ シンガポール ベトナム

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物 に対して輸出に向けた 対応を実施したもの	最も課題となっている添 加物の種類	最も課題となっている添 加物の詳細	課題となっている添加物 の規制対象国/エリア
加工食品団体	酒類	酵素	その他	酵素	その他	EU
加工食品メーカー	その他調味料（カレールウ等含む） その他	甘味料 酵素 香料・溶剤香辛料抽出物	甘味料	香料・溶剤香辛料抽出物		
加工食品メーカー	酪農製品（牛乳・チーズ等）	香料・溶剤香辛料抽出物	香料・溶剤香辛料抽出物	香料・溶剤香辛料抽出物		
商社	酒類 コメ加工品 酪農製品（牛乳・チーズ等）	保存料、日持向上剤、 アルコール製剤、防カビ 剤、殺菌料 乳化剤 香料・溶剤香辛料抽出物	酵素 乳化剤	乳化剤		中国 台湾
加工食品メーカー	醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む）	甘味料 保存料、日持向上剤、 アルコール製剤、防カビ 剤、殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	甘味料 保存料、日持向上剤、 アルコール製剤、防カビ 剤、殺菌料	甘味料	ステビア	中国 台湾 シンガポール
加工食品メーカー	その他調味料（カレールウ等含む）	調味料、アミノ酸、苦味 料	調味料、アミノ酸、苦味 料	調味料、アミノ酸、苦味 料	鰹節エキス	EU
加工食品メーカー	清涼飲料水 酪農製品（牛乳・チーズ等）	香料・溶剤香辛料抽出物	香料・溶剤香辛料抽出物	香料・溶剤香辛料抽出物		その他

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物に対して輸出に向けた対応を実施したもの	最も課題となっている添加物の種類	最も課題となっている添加物の詳細	課題となっている添加物の規制対象国/エリア
加工食品メーカー	菓子	香料・溶剤香辛料抽出物	課題となっている添加物はない	香料・溶剤香辛料抽出物		EU シンガポール
加工食品メーカー	菓子	着色料	着色料	着色料	赤キャベツ色素	
加工食品メーカー	コメ加工品	酸味料、pH調整剤 課題となっている添加物はない	酸味料、pH調整剤 課題となっている添加物はない	酸味料、pH調整剤	pH調整剤	
加工食品メーカー	大豆加工品（豆腐・納豆等）	着色料	甘味料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味料 製造用剤等（漂白剤、ミネラル、豆腐用凝固剤、発色剤）	着色料	クチナシ青色素	米国 EU 英国 オーストラリア
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む） その他	着色料 乳化剤 香料・溶剤香辛料抽出物	着色料 乳化剤 香料・溶剤香辛料抽出物	乳化剤	トランス脂肪酸（部分水素添加油脂）	米国 香港 台湾 タイ シンガポール
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む） 食肉加工品	保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料	保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料	保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料	その他	香港 ベトナム
加工食品メーカー	清涼飲料水 その他調味料（カレールウ等含む） コメ加工品	甘味料 着色料 調味料、アミノ酸、苦味料	甘味料	着色料	ベニバナ赤色素	米国 中国 香港 台湾 EU 英国 オーストラリア
加工食品メーカー	菓子 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 大豆加工品（豆腐・納豆等） 水産加工品	着色料 調味料、アミノ酸、苦味料 香料・溶剤香辛料抽出物	着色料	着色料		米国 香港 台湾 シンガポール
加工食品メーカー	その他調味料（カレールウ等含む） 野菜・果実加工品 その他	調味料、アミノ酸、苦味料	調味料、アミノ酸、苦味料	調味料、アミノ酸、苦味料		

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物 に対して輸出に向けた対 応を実施したもの	最も課題となっている添加 物の種類	最も課題となっている添加 物の詳細	課題となっている添加物 の規制対象国/エリア
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む）	甘味料 着色料 糊料、増粘安定剤 酸化防止剤、ビタミン 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味 料 乳化剤 製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤） 香料・溶剤香辛料抽出 物	乳化剤 香料・溶剤香辛料抽出 物	香料・溶剤香辛料抽出 物	その他	香港
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む）	着色料	着色料	着色料		
商社	菓子 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等） コメ加工品 食肉加工品 酪農製品（牛乳・チーズ等） 水産加工品	甘味料 着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料 製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤）	甘味料 着色料 調味料、アミノ酸、苦味 料 製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤）	着色料	クチナシ赤色素	米国 香港 タイ
商社	菓子 清涼飲料水 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 酒類 コメ加工品 食肉加工品 水産加工品	甘味料 着色料 酸化防止剤、ビタミン	甘味料 着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酸化防止剤、ビタミン 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味 料 イーストフード、膨張剤、 かんすい リン酸塩	着色料	ベニコウジ色素	香港
加工食品メーカー	菓子 清涼飲料水 野菜・果実加工品	着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料	甘味料 着色料	着色料		
商社	冷凍食品（アイス等含む） 水産加工品	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酸化防止剤、ビタミン	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料		

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物 に対して輸出に向けた対 応を実施したもの	最も課題となっている添加 物の種類	最も課題となっている添加 物の詳細	課題となっている添加物 の規制対象国/エリア
加工食品メーカー	味噌 その他調味料（カレールウ等含む）	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料		米国 EU 英国
加工食品メーカー	水産加工品	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料	その他	米国 中国
商社	菓子 冷凍食品（アイス等含む） 水産加工品	着色料	着色料	着色料		
加工食品メーカー	水産加工品	酸化防止剤、ビタミン	酸化防止剤、ビタミン リン酸塩	酸化防止剤、ビタミン	ビタミン	中国 ベトナム
加工食品メーカー	麺類	着色料 酸化防止剤、ビタミン	課題となっている添加物 はない	酸化防止剤、ビタミン		
加工食品メーカー	菓子 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 酪農製品（牛乳・チーズ等）	着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酸化防止剤、ビタミン 乳化剤 イーストフード、膨張剤、 かんすい 香料・溶剤香辛料抽出 物	乳化剤	乳化剤	脂肪酸エステル	米国 韓国 EU 英国 オーストラリア タイ シンガポール ベトナム その他
加工食品メーカー	菓子	着色料	着色料	着色料	合成着色料	香港 台湾 EU
加工食品メーカー	菓子	着色料	着色料	着色料	ヘニコウジ色素	タイ シンガポール
加工食品メーカー	醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等）	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	調味料、アミノ酸、苦味 料	鯉節エキス	EU 英国
加工食品メーカー	水産加工品	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酸化防止剤、ビタミン 酸味料、pH調整剤	課題となっている添加物 はない	酸味料、pH調整剤	pH調整剤	EU
加工食品メーカー	菓子	甘味料 着色料	甘味料 着色料	甘味料	その他	中国

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物に対して輸出に向けた対応を実施したもの	最も課題となっている添加物の種類	最も課題となっている添加物の詳細	課題となっている添加物の規制対象国/エリア
加工食品メーカー	味噌 大豆加工品（豆腐・納豆等）	調味料、アミノ酸、苦味料 香料・溶剤香辛料抽出物	課題となっている添加物はない	調味料、アミノ酸、苦味料	コハク酸ナトリウム	米国 EU オーストラリア
商社	菓子 清涼飲料水 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 酒類 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等） コメ加工品 食肉加工品 酪農製品（牛乳・チーズ等） 水産加工品	着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料	その他	着色料	ベニコウジ色素	香港
加工食品メーカー	菓子 野菜・果実加工品 水産加工品	甘味料 着色料	甘味料	甘味料	甘草	香港
加工食品メーカー	麺類	着色料	着色料	着色料	クチナシ黄色素	米国 その他
加工食品メーカー	菓子	着色料 香料・溶剤香辛料抽出物	着色料 香料・溶剤香辛料抽出物	着色料		
加工食品メーカー	菓子 冷凍食品（アイス等含む） コメ加工品	着色料 酵素	着色料 酵素	酵素	クチナシ赤色素	EU
商社	清涼飲料水 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 麺類 酒類 その他	着色料 酸味料、pH調整剤	着色料 酸味料、pH調整剤	酸味料、pH調整剤		
加工食品団体	清涼飲料水	保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料	酸化防止剤、ビタミン	酸化防止剤、ビタミン	その他	その他

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物 に対して輸出に向けた対 応を実施したもの	最も課題となっている添加 物の種類	最も課題となっている添加 物の詳細	課題となっている添加物 の規制対象国/エリア
商社	清涼飲料水 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 酒類 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等） コメ加工品 食肉加工品 酪農製品（牛乳・チーズ等） 水産加工品	着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味 料	着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味 料	調味料、アミノ酸、苦味 料		
コンサルタント	菓子 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 酒類 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等） コメ加工品 食肉加工品 酪農製品（牛乳・チーズ等） 水産加工品	甘味料 着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料 乳化剤 製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤） 香料・溶剤香辛料抽出 物	課題となっている添加物 はない	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料		
加工食品メーカー	清涼飲料水 酪農製品（牛乳・チーズ等）	香料・溶剤香辛料抽出 物	香料・溶剤香辛料抽出 物	香料・溶剤香辛料抽出 物		その他
加工食品メーカー	コメ加工品	甘味料	糊料、増粘安定剤	糊料、増粘安定剤		米国
加工食品メーカー	その他	着色料	着色料	着色料	クチナシ黄色素	米国 オーストラリア シンガポール
加工食品メーカー	コメ加工品	甘味料	糊料、増粘安定剤	糊料、増粘安定剤		米国
加工食品メーカー	菓子 冷凍食品（アイス等含む） その他	着色料 酸化防止剤、ビタミン 乳化剤 香料・溶剤香辛料抽出 物	酸化防止剤、ビタミン 香料・溶剤香辛料抽出 物	香料・溶剤香辛料抽出 物	その他	米国
加工食品メーカー	コメ加工品	甘味料	糊料、増粘安定剤	糊料、増粘安定剤		米国

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物に対して輸出に向けた対応を実施したもの	最も課題となっている添加物の種類	最も課題となっている添加物の詳細	課題となっている添加物の規制対象国/エリア
商社	菓子 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 酒類 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等） 水産加工品 その他	甘味料 着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 糊料、増粘安定剤 酵素 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味料 乳化剤 イーストフード、膨張剤、かんすい 製造用剤等（漂白剤、ミネラル、豆腐用凝固剤、発色剤） 香料・溶剤香辛料抽出物	着色料 糊料、増粘安定剤 調味料、アミノ酸、苦味料 イーストフード、膨張剤、かんすい 製造用剤等（漂白剤、ミネラル、豆腐用凝固剤、発色剤）	着色料	クチナシ黄色素	EU
商社	清涼飲料水 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 酒類 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等） コメ加工品 食肉加工品 酪農製品（牛乳・チーズ等） 水産加工品	着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味料	着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味料	調味料、アミノ酸、苦味料		
コンサルタント	菓子 醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 酒類 野菜・果実加工品 大豆加工品（豆腐・納豆等） コメ加工品 食肉加工品 酪農製品（牛乳・チーズ等） 水産加工品	甘味料 着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味料 乳化剤 製造用剤等（漂白剤、ミネラル、豆腐用凝固剤、発色剤） 香料・溶剤香辛料抽出物	課題となっている添加物はない	保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料		

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物 に対して輸出に向けた対 応を実施したもの	最も課題となっている添加 物の種類	最も課題となっている添加 物の詳細	課題となっている添加物 の規制対象国/エリア
加工食品メーカー	菓子	甘味料 着色料 調味料、アミノ酸、苦味 料	その他	着色料	ベニコウジ色素	米国 香港
加工食品メーカー	醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む）	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酸化防止剤、ビタミン 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味 料 乳化剤 香料・溶剤香辛料抽出 物	着色料 調味料、アミノ酸、苦味 料 乳化剤	着色料	クチナシ赤色素	米国
加工食品メーカー	野菜・果実加工品	酸味料、pH調整剤	その他	酸味料、pH調整剤	酸味料	
加工食品メーカー	麺類	着色料 糊料、増粘安定剤 酸化防止剤、ビタミン	着色料 酸化防止剤、ビタミン	着色料	クチナシ黄色素	米国 EU 英国
商社	その他調味料（カレールウ等含む） その他	着色料 酵素 調味料、アミノ酸、苦味 料 香料・溶剤香辛料抽出 物	調味料、アミノ酸、苦味 料	着色料		中国
加工食品メーカー	その他調味料（カレールウ等含む）	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	調味料、アミノ酸、苦味 料	アミノ酸	
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む）	製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤）	その他	製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤）	その他	米国 香港 EU 英国 オーストラリア シンガポール

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物 に対して輸出に向けた対応を実施したもの	最も課題となっている添加物の種類	最も課題となっている添加物の詳細	課題となっている添加物の規制対象国/エリア
商社	菓子 味噌 冷凍食品（アイス等含む） 麺類	甘味料 着色料	甘味料 着色料	甘味料		
加工食品メーカー	冷凍食品（アイス等含む） 水産加工品	甘味料	甘味料	甘味料		
その他	菓子 清涼飲料水 味噌 その他調味料（カレールウ等含む） 冷凍食品（アイス等含む） 麺類 水産加工品 その他	着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料	着色料	着色料	ベニコウジ色素	米国 台湾 オーストラリア シンガポール
加工食品メーカー	その他	着色料 調味料、アミノ酸、苦味料	その他	調味料、アミノ酸、苦味料	その他	米国
加工食品メーカー	麺類	着色料	着色料	着色料	ベニコウジ色素	米国
加工食品メーカー	醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む）	甘味料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味料	甘味料 酸味料、pH調整剤 調味料、アミノ酸、苦味料	酸味料、pH調整剤	トランス脂肪酸（部分水素添加油脂）	香港 台湾 韓国
加工食品メーカー	菓子	甘味料 着色料 乳化剤	着色料	着色料	クチナシ青色素	米国
その他	その他	甘味料	その他	甘味料		台湾
加工食品メーカー	菓子 冷凍食品（アイス等含む）	着色料	着色料 保存料、日持向上剤、アルコール製剤、防カビ剤、殺菌料	着色料	ベニコウジ色素	

課題となっている添加物と対応状況

事業者種別	取扱い品目	課題となっている添加物	課題となっている添加物に対して輸出に向けた対応を実施したもの	最も課題となっている添加物の種類	最も課題となっている添加物の詳細	課題となっている添加物の規制対象国/エリア
商社	菓子	着色料 酸化防止剤、ビタミン 製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤） 香料・溶剤香辛料抽出 物	甘味料 酸化防止剤、ビタミン	酸化防止剤、ビタミン	ビタミン	中国
加工食品メーカー	醤油 味噌 その他調味料（カレールウ等含む）	甘味料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	甘味料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 調味料、アミノ酸、苦味 料	甘味料	ステビア	米国 EU
加工食品メーカー	醤油 その他調味料（カレールウ等含む）	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 糊料、増粘安定剤 調味料、アミノ酸、苦味 料 製造用剤等（漂白剤、 ミネラル、豆腐用凝固剤、 発色剤） 香料・溶剤香辛料抽出 物	調味料、アミノ酸、苦味 料	調味料、アミノ酸、苦味 料	アミノ酸	米国 中国 香港 台湾 韓国 EU 英国 オーストラリア タイ シンガポール ベトナム
加工食品メーカー	菓子	着色料 保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料 酵素 酸味料、pH調整剤	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料	保存料、日持向上剤、ア ルコール製剤、防カビ剤、 殺菌料		

乳化剤の海外規制対応に向けた課題について

乳化剤については、用途の多様性により使用可否の判断が複雑になっている。乳化剤の化合物をメーカーから開示いただかず、INSコードを把握できないことも課題である。

- 乳化剤に関しては、成分規格そのものだけでなく、**用途が極めて多岐にわたり**、国×用途×規格の組み合わせにより課題が複雑化



食品メーカー(飲料)

- 日本では「グリセリン脂肪酸エステル」等総称で表示しておりその組成を化合物まで把握できないため、**対応するINSコードがない**ことが課題



食品メーカー(菓子)

- **多様な用途で使われている他**、乳化剤が含まれている原料を使用されるケースは多く、どこまでトレースしていくか判断が難しい



食品メーカー(菓子)

- 乳化剤メーカーに処方を確認しても、社外秘のノウハウのため**非開示**とされることも多い



食品メーカー(菓子)

乳化剤の海外規制への対応事例

海外規制に対応している乳化剤の代替が事例として多いが、複数の国に輸出可能なものは少なく、各国に向けた専用商品としている例が多い。

- 米国に向けては「**Self-affirmed GRAS**」※として認可を受けた乳化剤を使用している。
- ただし「Self-affirmed GRAS」の証明書を乳化剤メーカーから提供いただければ、商社の判断で輸出できない場合もある

※米国では「FDA GRAS Notice」で一般的に使用してよい添加物が決められているが、「FDA GRAS Notice」に含まれない添加物でも専門家が物質安全性を確認し、FDAに届けて認可をもらえれば、「Self-affirmed GRAS」として、その添加物を使用することができる



食品メーカー(菓子)

- サプライヤーと相談のうえ、**米国向けに輸出可能な乳化剤に代替**を実施



食品メーカー(菓子)

- 二次原料に乳化剤が含まれていたが、**乳化剤が含まれない原料に切り替え**、研究を重ねてレシピ変更も実現できた



食品メーカー(水産加工品)

包材規制対応に関する課題

包材規制は、包材メーカーによる対応が必須である一方で、対応ノウハウを持っている包材メーカーは限られている。今後は、世界的に環境規制が急速に強まる兆し。

	対象国	課題	対応事例
容器包材規制	<ul style="list-style-type: none">EUの規制が世界標準となっており、EUの基準が最も厳しいとされている米国やアジアでもEUとほぼ同等のポジティブリスト制を取っている（※カナダ、韓国等一部の国はネガティブリスト制度）	<ul style="list-style-type: none">ポジティブリストの適合の為には、食品接触箇所からの食品への成分移行値の分析が必要となり、分析には時間とコストがかかるポジティブリストに新たな物質が追加されたり、制限移行値に改正がある度に新たな分析方法等の開発も必要EUでは、重金属の分析も必要EUでは、資材メーカーによる適合宣言書の作成が必要だが、大手企業しかノウハウを持っておらず、業界全体のノウハウ共有不足近年EUでは安全性の観点のみならず、環境保護の観点からの法制度の整備が急速に進んでおり、アジア諸国もEUを追従する形で環境規制の導入が開始。2030年頃には、紙包材等の生分解が可能な資材、あるいはリサイクル資材の容器包装の使用が求められる可能性あり	<ul style="list-style-type: none">規制が厳しいEUに輸出する際は、海外規制に精通している企業に依頼取引先の資材メーカーが海外対応についてノウハウがなかった為、自社で海外の技術者に問い合わせるなどして必要対応を調査将来的な環境規制に備え、紙資材の容器包装を資材メーカーと共に開発中

包材規制の現状

食品包材の安全性評価に必要な「推定一日摂取量」は、非意図的事象に左右されるため標準化が難しく、各国ごとに多様な法規制が検討されてきた。

- 食品包装材料の安全性評価には、原材料に係る「**耐受一日摂取量（TDI）**」>「**推定一日摂取量（EDI）**」の実証が必要。
- 「**耐受一日摂取量（TDI）**」はOECDガイドラインなどで標準化される中、「**推定一日摂取量（EDI）**」については一般に標準化が難しい「**食品への移行量や人体との接触量評価**」がポイント。
- 食品への移行と人体との接触は標準化が困難である。あらゆるケースを網羅した制度設計は非現実的であるため、国ごとにさまざまな法規制が検討されてきた。

食品包装材料の安全性評価

耐受一日摂取量（TDI）

人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量

- 明確な基準が研究等から定義できる

標準化が容易

OECDガイドライン等で標準化が進む

>

推定一日摂取量（EDI）

当該商品を利用した際、摂取すると推定される1日あたりの摂取量

- 食品への移行量と人体との接触量評価がポイント
- 食品への移行と人体との接触は非意図的事象

標準化が困難

全ケースを網羅した制度設計は非現実的

各国ごとに多様な法規制が検討

各国の容器包装規制に関する概要

包材は、EUの規格が最も明確かつ先進的とされ世界的スタンダードとなっている。今後はアジアの国々においてもEU基準を追従する動きが強まっていく為注視が必要。

対象国	規制の動向
EU	<ul style="list-style-type: none">最も規制が厳しく、その規格は世界的スタンダードとなっている容器包装は、FCM(Food Contact Material, 食品接触剤)と呼ばれ、食品と接触する箇所における成分やその移行率等の規制が制定されている容器包材がFCMの規制に適合している事を証明する適合宣言書の作成が必須である安全性のみならず、近年ではシングルユース規制のような環境配慮に関する規制の整備が始まっている
米国	<ul style="list-style-type: none">容器包材はFCN(Food Contact Notification, 食品摂食物質の届け出制度)にて規格が整備ポジティブリスト掲載物質は、EUと同様EUのような適合宣言書は必須ではないが、インポーターからは容器の安全性試験結果のレポート等FDAのポジティブリストに適合している事のエビデンスを求められる
中国	<ul style="list-style-type: none">基本的には、EUの規制を参照して法整備をするEUではあくまで食品接触剤のみに規制が適用されるが、中国では食品の接触の有無に限らず規制が適用米国同様、適合宣言書は必須ではないもののインポーターからは適合に関するエビデンスを求められる。決まったフォーマットはなく、適合していることが証明できればそれでよい食品接触輸入製品の登録制度がある
その他	<ul style="list-style-type: none">フィリピンでもシングルユース規定が始まり、アジアでもEU基準を参考に規制を進める動きが出てきている以前は日本の衛生基準法を順守できればアジア圏への輸出で特に課題になるような事はなかったが、今後はアジアにおいてもEUと同様の対応が求められる事が予想される韓国・台湾には食品接触輸入製品の登録制度がある韓国・タイは、欧州に続き器具・容器包装のリサイクル認可申請制度を開発している

EU包材規制の仕組みと課題

EUの容器包装規制を順守するにあたり、資材メーカーとの連携が必須であるが、資材メーカーのほとんどは海外規制事情のノウハウを持っていない。

	必要な対応	対応する上での事業者の課題	対応例
安全評価	ポジティブリストの適合	<ul style="list-style-type: none">日本で使われている資材の多くは、物質自体はポジティブリストに適合するが、日本ではSML（食品への移行が許容される限界値）に関するデータを蓄積しておらず、個別に分析方法の開発が必要になり分析機関も対応が困難新たな物質や設定SML値が変更される度に、応じる事のできる分析機関を国内で見つけるのは困難	<ul style="list-style-type: none">海外分析機関への依頼SMLが設定されていない物質・素材を使用した資材の開発
	重金属規制対応	<ul style="list-style-type: none">他の国では容器包装の重金属検査は必要ない為、EUのみ別途対応が必要	<ul style="list-style-type: none">海外分析機関への依頼
	適合宣言書の作成	<ul style="list-style-type: none">適合書の作成ノウハウは限られた業者が持つのみで、情報共有が不足適合書のフォーマットを国内で入手する事は困難で、個社の努力で作成	<ul style="list-style-type: none">ノウハウを持った資材メーカーとのパートナーリング現地有識者・現地メーカーとの連携HP掲載の適合書の参照
環境配慮	シングルユース規制他	<ul style="list-style-type: none">現状特に問題ではないが、今後規制が加速していき、プラスチック由来の資材は、使用できる種類が狭まる可能性あり食品ロス防止や再生可能利用資材の使用等の環境配慮がさらに求められる事が予想	<ul style="list-style-type: none">資材メーカーと連携し、プラスチックの代替包材を開発

EUの新たな規則案

EUで公表された新規則案では、事業者に対して包装材をリサイクル可能にし再利用することを義務付け、プラスチック包装の再生材料利用率等を規定している

「欧州グリーンディール」のためのコミュニケーション案
(欧州委員会2019/12/11に採択・公表)

目的

- EUとして **2050年までに「気候中立(温室効果ガスの排出=ゼロ)」**を目指し、資源効率的かつ競争力のある経済へ移行する

概要

- 先端的な**環境配慮型社会**への移行
 - 持続可能なスマート・モビリティへの移行、環境に優しい食の安全システムの確立、生態系や生物多様性の維持・再生を図る
- EU（産業）の世界市場での主導性確立**
 - エネルギー・資源の効率的利用、循環型経済に貢献する産業活性化・民間部門の投資誘導を含む金融支援体制等、クリーンで安価・安全なエネルギー供給を図る

包装材と包装廃棄物に関する規則案
(欧州委員会が2022/11/30に公表)

目的

- リサイクルや再利用の実施状況が低調で、**包装材の使用量が増加している状況を改善**する

概要

- 欧州グリーン・ディールの循環型経済行動計画に基づく政策パッケージの一環
- 包装材のリサイクルやリユースの促進と包装廃棄物の削減を義務付け**
 - 対EU加盟国：包装廃棄物削減などの目標値を設定
 - 対事業者：**包装材をリサイクル可能にすることや、包装材の再利用を義務付け、プラスチック包装の再生材料利用率等を規定**

容器包材の製造・流通フロー

容器包材業界は、樹脂資材メーカーと、それら資材を仕入れて容器包材を製造するメーカーから成り立つ。適合宣言書の作成は、コンバーティング業者・成形業者が担当する。

フィルム包材

樹脂フィルムメーカー

- 薄い樹脂のフィルムを作る専門のメーカーが存在する
- フィルムは、低酸素透過性のものや遮光性の高いもの等機能性に応じた幅広い種類が存在する

樹脂メーカー

- フィルムメーカーと異なり、分厚い樹脂を製造する事が専門

成分分析・適合宣言書の作成担当者

コンバーティング業者

- コンバーティング業者が、フィルムメーカーからフィルムを取り寄せ、組み合わせて蒸着をする
- 包材の印刷も担当する
- 中には商社機能を持つ大手企業も存在する（例：大日本印刷）

樹脂成形業者

- 樹脂メーカーから樹脂を仕入れ、プレス等をして容器の形に変形する
- 納品先の要望に合わせて変形をする

商社・問屋

- 特に中小企業は商社・問屋から包材を仕入れる。その際、企業の要望をコンバーティング業者・樹脂成型業者に伝える事も
- 大手企業はコンバーティング業者等と直接やり取りをする事も多い
- 近年では、SDGsの観点から樹脂シート以外にも紙のシートを仕入れる商社が増えてきた

液体用容器

ポジティブリスト (PL) とネガティブリスト (NL)

食品包材は各種あるが、材料開発が盛んなこと及び使用実態から、プラスチックが特に注目されている。

ポジティブリスト (PL)

概要

- リスク評価などを経て使用が認可された或いは推奨された物質をリスト化して使用を推奨する制度
- 1,000近い物質が登録されており、各物質ごとに移行量制限値(SML)が設定されている
- 日本では移行量制限値で計算せず、添加量で計算する為、考え方が異なる

採用国

- 米国・欧州28ヶ国・欧州経済領域 (EEA) (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ) ・日本・中国
- ASEAN の2ヶ国 (インドネシア、ヴェトナム)
- 湾岸協力会議 (GCC) 加盟6ヶ国
- 南米共同市場 (MERCOSUR) 加盟5ヶ国
FSANZ (オーストラリア、ニュージーランド、但し欧米規制をリファー)
- スイス・トルコ・イスラエル (但し欧米規制をリファー・インド等



ネガティブリスト (NL)

- 原材料である樹脂と添加剤については、これまで使用が禁止された或いは何らかの制限を付した物質をリスト化して使用制限する制度
- ASEANの協同基準作りの幹事国であるタイでは30近い物質が登録されている。
- 韓国、台湾、カナダはPL制定の審議を進めてきた。

- ASEAN の8ヶ国など
- カナダ
- ロシア
- 韓国
- 台湾

EUの包材規制の仕組み

近年では、安全評価だけでなく環境配慮も容器包装規制において重要な要素のひとつとなっている。今後は環境規制も急速に整備されていく見込み。

安全評価

×

環境配慮

ポジティブリスト

- 1,000近い物質が登録されており、各物質ごとに移行量制限値(SML)が設定されている
- 日本では移行量制限値で計算せず、添加量で計算する為、考え方が異なる
- 合成樹脂はEU全域で同一のポジティブリストを採用しているが、紙・ゴム・金属・ガラス等については国ごとに異なる

重金属規制

- リサイクルする上で重金属（カドミウム等）の混在が問題になるため、重金属規制も新たに追加され、ポジティブリストとは別に確認が必要
- 重金属規制はネガティブリスト方式を取っている
- ポジティブリストと異なり、移行量ではなく溶出量で制限を設けている

適合宣言

- 資材や材料、あるいはそれらの中間段階での生産品・物質が要求事項（PLと重金属規制）に合致している事を証明する必要がある
- 資材メーカーが安全評価の結果等も記載しながら宣言書を作成する必要がある

シングルユース規制

- シングルユースとは、使い捨てになる容器包装を指し、素材の規制ではなく使い方の規制である
- 使い捨てのカトラリーやテイクアウト製品に多用される発泡スチロール資材等が規制対象になっている
- ただし、カップ麺のように容器を調理の用途で使う場合や、使い切りの個包装でも大きな包装にまとめてパックされている場合などは当該規制の対象外である
- EU加盟国の内、フランスなど17ヶ国が既に整合した形で国内法を整備している

今後制度化が予想されるEUの環境規制

2030年頃には、EU向け輸出に使う容器包材は、紙包材、リサイクル包材、あるいは生分解性の高い樹脂を使用した包材に切り替える事が求められる可能性がある。



専門家

- **2030年頃**を目途にEUは使用後焼却し廃棄する事を前提とした非循環型の包材を廃止し、**リサイクルを前提とした包材への切り替え**が行われるのではないかと
 - リサイクルに必要なインフラの整備や、生分解性の高い樹脂の開発等を考慮すると、今から数年はかかるだろう
 - 加えて、事業者の移行期間を通常3年ほど考慮する傾向にあるので、それも加味するときりのよい2030年というのが導入時期の目安になるのではないかと
- 今までは、樹脂メーカーはリサイクルを前提とせずに製造していたが、**今後は樹脂の素材からリサイクル性能を求められるようになり**、樹脂メーカーには環境対応の圧力がかかっている

今後想定される環境規制導入のシナリオ

紙製包材への切り替え	リサイクル包材への切り替え	生分解性の高い包材への切り替え
<ul style="list-style-type: none">• 既存の資材で生分解性がある紙の包材に切り替える• 現時点で最も現実的に対応できる手段のひとつ• 欧州を中心に紙包材の開発が進められている	<ul style="list-style-type: none">• リサイクル技術自体は発展しているものの、廃棄物の細やかな分別が可能な回収システムがなければ実現が難しい• 特に海外では、日本のような細やかな分別インフラが整っておらず、一からインフラを整備する必要がある	<ul style="list-style-type: none">• 紙製の包材では、機能性に限界がある為、将来的には生分解性の高い樹脂の開発が進む事が予想される• 生分解性が十分に高ければ、シングルユースでも問題がないとされる• 現在の樹脂包材では、生分解するのに時間やコストがかかり、技術確立には時間を要する

(参考) 事業者における容器包装脱プラ対応課題

今後EUが本格的にプラスチック包材を禁止した場合、しばらく輸出を停止せざるを得ない事態になりかねないが、ほとんどの資材メーカーは対応できていない。



加工食品メーカー

- 現状容器包装に関して大きな課題はないが、EUのプラスチック規制動向が気になっている。
 - EUでは脱プラ運動が激化しており、いつプラスチック容器が規制されても不思議ではない。
- いずれは容器包装をクラフト紙に切り替える事も必要だと考えており、今検討段階である。



加工食品メーカー

- EUは使用できる容器のポジティブリストがあり限られている上に、プラスチックの溶出基準を分析しなければならない。
- EUはサステナビリティの観点からも規制が厳しく、資材の内一定割合はリサイクル由来の資材でなければならない等の規定がある。遵守できない場合、罰金を払う事にもなりかねない。
- 現在は包材資材メーカーとも情報交換をしながら将来的にプラスチックを使わない資材を開発できないか議論をし始めている段階である。
 - 国内でもEU事情に精通している資材メーカーは大手数社ぐらいい限られている。ほとんどの資材メーカーは海外対応をしてくれない。
- 今後規制が強化し、突然従来の容器が使えないという事も起こりかねないが、実際そのような状況になった場合は大手資材メーカーですら対応に数年を要すると見ている。
 - 大手資材メーカーであっても海外の情報が入るのは直前であり、タイムリーに対応できない。今後は変化している規制に迅速に対応し、新包材を開発していくスピード感が求められる。

(参考) 事業者における容器包装対応課題

資材メーカーの輸出対応が重要になるが、対応に前向きなメーカーは少ない。良好な関係性の構築があったり、大手で知見のある資材メーカーでなければ対応には消極的。



加工食品メーカー

- EUでは梱包材の規制があるが、梱包材の規制をクリアできる会社が日本では少ない。
 - 現在米国・オーストラリア向けに使っているクラフト紙の容器包装がEUでは規制対象になるため使えず、いずれはEUでも使用できる紙製の容器包装に移行したいが、開発の対応ができる資材メーカーが見つからない。
 - 包材メーカーは知識がなく、規制対応への手間もかかるため対応してくれる会社が少ない。包材の原料メーカーも宣誓書が必要かつ規制された成分が溶出しないことを証明する試験の必要があるため、欧州への食品輸出は現状困難である
- EUに向けた容器包装については、自社では輸出商社と包材メーカーと連携し、ドイツで包材の成分分析を行い、その結果を利用して欧州への輸出を行っている。



加工食品メーカー

- EUに企画書を提出する際は、容器包装のどの部位が食品と接触するか、しないかを明示し、接触部分については成分分析をしなくてはならない
 - 容器包装の調達先である大手資材メーカーに分析を依頼しており、証明書もその企業に出してもらっている
 - 具体的には、ペットボトルのキャップや小袋の醤油や瓶が食品接触剤として該当する

(参考) 事業者における容器包装脱プラ対応課題

今後EUが本格的にプラスチック包材を禁止した場合、しばらく輸出を停止せざるを得ない事態になりかねないが、ほとんどの資材メーカーは対応できていない。



加工食品メーカー

- 現状容器包装に関して大きな課題はないが、EUのプラスチック規制動向が気になっている。
 - EUでは脱プラ運動が激化しており、いつプラスチック容器が規制されても不思議ではない。
- いずれは容器包装をクラフト紙に切り替える事も必要だと考えており、今検討段階である。



加工食品メーカー

- EUは使用できる容器のポジティブリストがあり限られている上に、プラスチックの溶出基準を分析しなければならない。
- EUはサステナビリティの観点からも規制が厳しく、資材の内一定割合はリサイクル由来の資材でなければならない等の規定がある。遵守できない場合、罰金を払う事にもなりかねない。
- 現在は包材資材メーカーとも情報交換をしながら将来的にプラスチックを使わない資材を開発できないか議論をし始めている段階である。
 - 国内でもEU事情に精通している資材メーカーは大手数社ぐらいい限られている。ほとんどの資材メーカーは海外対応をしてくれない。
- 今後規制が強化し、突然従来の容器が使えないという事も起こりかねないが、実際そのような状況になった場合は大手資材メーカーですら対応に数年を要すると見ている。
 - 大手資材メーカーであっても海外の情報が入るのは直前であり、タイムリーに対応できない。今後は変化している規制に迅速に対応し、新包材を開発していくスピード感が求められる。

（参考）包材規制に関する課題

- 日本のメーカーにビンへの包材変更を相談したことはあるが、実現していない
- ビンを使う際は殺菌工程が変わる
- 日本のビンメーカーはビンのふたの裏側にエポキシ樹脂を使っており、発がん性物質であるBPAを使用しているため、EU向けに対応していないものが多い
- 生協ではBPAフリーの対応を進めている
- ビンに変更しようとしてもフタがなく、殺菌対応できないならフタは不要というように両方が解決しないことには対応が進まない



商社

- 中国の規制はEUを参考にしており中国本来の規則に加えEUの規則にも則っている。中国は規格が厳密に定められており、物質としてはEUと同じでも検査項目が異なるため、EUと同じ対応ができない部分がある



専門家

- EU輸出時はEU圏内の輸入事業者から適合宣言書を求められるケースが多い。適合宣言書を発行するためにはEUの枠組みに適合しているか検査する必要あり
- 日本の食品衛生法に適合するための試験を実施する場合とEUの規制に適合する試験は条件が全く異なるため、かかる費用も時間も異なる。国内の食品衛生法の方のイメージでは10倍以上かかる
- EUに向けた試験では、期間は長くて2ヶ月程度かかる上に試験そのものの検査項目も多いため費用も高くなる
- パッケージではなく調理器具や保存器具のような繰り返し使用するものは連続して3回の試験・分析が必要な場合もある
- 日本では試験は長くても1日で終わるが、EUでは1回あたり10日×3回で溶出試験が必要になる場合もある



専門家

（参考）包材規制に関する課題

- 資材メーカーとしても顧客が多ければ海外向けの対応をするが、設備投資や資材切替をペイできるかどうかで海外向け対応をしていないメーカーが多い



食品メーカー（茶）

- EUの規制が最も厳しく、EUへの輸出を実現するためには、規則に沿った材料を使うしかない
- リサイクル材の話だと、リサイクルペット等は登録制になっていたりするので、登録された材料をしっかりと使っていく意識が重要



包材メーカー

- 規制そのものの確認が課題である。どの包材であれば大丈夫なのか、法律にあっても実情はどうか、どう対応すればいいかが不明な場合が多い
- 情報収集について、3つの方法を実施しており、1つはJETROやwebサイトから情報を得る。2つ目は採用の可能性のある資材メーカー経由で情報を取る。3つ目は営業経由で現地代理店・ディストリビューターから情報を取る



食品メーカー（茶）

（参考）包材規制に関する課題

- 日本の食品容器メーカーで、EUの規制を知らないメーカーが多すぎることで、加工食品の輸出が促進しない1つの原因



食品輸出コンサル

- 包材検査の結果、不適合の場合に適合している包材を紹介できない点が課題
- 秘匿情報を第三社には情報開示できないため、情報を集約できるプラットフォームがあれば輸出事業者には有利になるのでは



食品検査・分析機関

- EUの規制に適合する試験は、日本の適合試験とは条件が全く異なるため、かかる費用も時間も異なる。国内の食品衛生法と比較すると費用も時間も10倍以上かかる



食品検査・分析機関

- 規制そのものの確認が課題である。
- 各国のリサイクル法が異なる内容・タイミングで制定されるため、適切なタイミングで改良可能か資材メーカー通じて確認が必要。



食品メーカー(茶)

（参考）包材規制に関する課題

- 容器包装についてはEU向けの法律が厳しくなっている。EU輸出に向けた適合宣言書作成にあたり、分析方法、進め方が分からない点が課題



食品メーカー(茶)

- 包材が海外適用か否か、包材メーカーに確認しても不明な場合が多く、輸出前に製品化を断念することがある



食品メーカー(調味料)

- 商品の中身に関しては自社対応できるものの、包材対応はハードルが高い
- 現地規制に沿った製造ライン・素材にするか、容器メーカー変更・現地製造に切り替えるか等、コストを踏まえた検討事項が多い



食品メーカー(ソース)

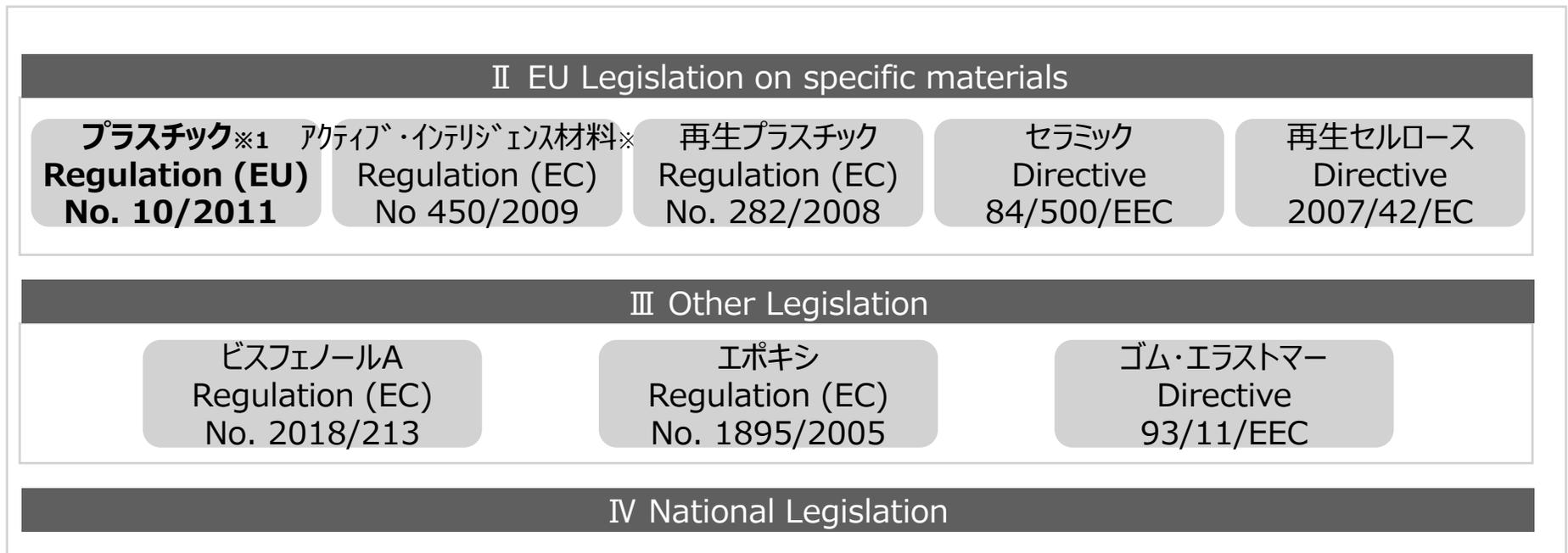
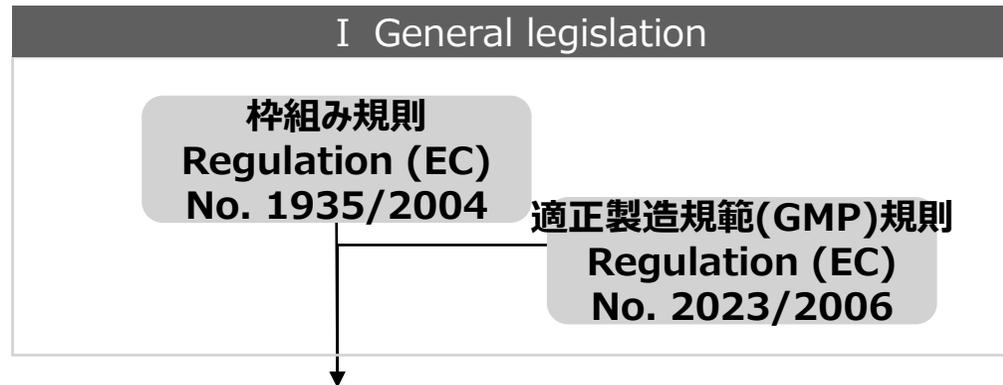
- アルミ蒸着からアルミ包材に変えた際、金属探知機での検査をしていたが、X線検査機へ変更する必要が出てきた。製造ラインの変更により設備投資が必要になった



食品メーカー(菓子)

EU容器包装規制の概要

EU容器包装規制はⅠ～Ⅳの4部構成となっており、Ⅰで全体の指針を示し、Ⅱ及びⅢで個別の素材に対する記述があり、Ⅳにて加盟各国の個別要件を定義している



I General legislation – 枠組み規則 Regulation (EC) No. 1935/2004

第1条では目的と対象/対象外を規定。一部の対象外を除き、基本的にはすべての食品と接触する容器包装材が規制の対象となる

第1条	概要
目的	食品に接触することを意図した材料および成形品全般に関する EU加盟国統一の規則であり、消費者の健康・安全に資するレベルを容器包装に求めることを目的として規定される
対象	EU市場で食品接触材料やその原料を製造、加工、流通するすべての事業者が対象となり、機能性材料および成形品を含む材料及び成形品に適用され、その完成状態において <ul style="list-style-type: none">• 食品と接触させることを意図しているもの• その目的のために既に食品と接触しているもの• 通常の、または予見可能な使用条件下で、食品と接触すること、または食品に成分を移行することが合理的に予測できるもの
対象外	<ul style="list-style-type: none">• アンティークとして供給された材料または成形品• 食品の一部を構成し、この食品とともに消費される被覆材（チーズの外皮、加工肉製品や果物などを覆う材料等）• 固定された公共または民間の給水設備

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

具体的には食品を入れるボトルや包装だけではなく、コンテナや製造機械及び食器やキッチン用品も規制の対象となる



食品用ボトル



コンテナ



食器、キッチン用品、調理器具



食品の入っている
パッケージ



食品の製造機械

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

第3条では食品包材等のパッケージ成分が食品に移行しないようGMP（Good Manufacturing Practice）に準拠し製造しなくてはならないという大前提を規定

Article 3

General requirements

1. Materials and articles, including active and intelligent materials and articles, shall be manufactured in compliance with good manufacturing practice so that, under normal or foreseeable conditions of use, they do not transfer their constituents to food in quantities which could:
 - a. endanger human health;
or
 - b. bring about an unacceptable change in the composition of the food;
or
 - c. bring about a deterioration in the organoleptic characteristics thereof.
2. The labelling, advertising and presentation of a material or article shall not mislead the consumers.

第3条

一般要求事項

1. 機能性材料および成形品を含む材料および成形品は、通常の、もしくは予見できる使用状況において、以下のようなことを引き起こすような量の成分が食品に移行しないようにするため、適正製造規範（GMP）に準拠して製造すること
 - a. 人の健康を害する
 - b. 食品に許容出来ない組成変化をもたらす
 - c. 食品の官能的特性(臭味)を劣化させる
2. ラベルや広告表示などは消費者に誤解を与えないこと

概要

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

EU向けに輸出するためには、使用包材が規定に準拠していることを宣言する適合宣言書と、適合していることを証明する証拠文書の提出が必須となる

Article 16

Declaration of compliance

1. The specific measures referred to in Article 5 shall require that materials and articles covered by those measures be accompanied by a written declaration stating that they comply with the rules applicable to them.

Appropriate documentation shall be available to demonstrate such compliance. That documentation shall be made available to the competent authorities on demand.

2. In the absence of specific measures, this Regulation shall not prevent Member States from retaining or adopting national provisions for declarations of compliance for materials and articles.

概要

16条

適合宣言 = Declaration of Compliance (Declaration of Conformityではない)

1. 第5条の材質別規定は、その規定の対象となる材料及び物品が、それらに適用される規則を遵守していることを示す宣言書を添付することを要求する
その適合を証明する適切な文書を利用可能とし、要求に応じて管轄当局に提供されなければならない
2. 材質別の規定がない場合、EU加盟国が材料及び成形品の適合宣言に関する国内規定を保持又は採用、あるいは修正することを妨げない（素材により統一規則がない場合は、各国法に従う）

提出が必要な書類

- 適合宣言書
- 適合宣言書の正当性を説明するための証拠文書

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

ANNEX I にて規制の対象となる素材を定義した上で、特定の5つの素材については別添として規制の詳細を定義している

ANNEX I

機能性材料及び成形品	接着剤	セラミック
コルク	ゴム	ガラス
イオン交換樹脂	金属及び合金	紙
プラスチック	印刷インキ	再生セルロース
シリコン	繊維	ワニス及びコーティング
ワックス	木材	

I General legislation – 適正製造規範(GMP) Regulation (EC) No. 2023/2006

枠組み規則の要求に基づいた食品に接触することを意図する材料および製品のGMPに関する規則を定義し、文章化された品質保証システムの確立を規定内で要求している

対象	<ul style="list-style-type: none">• 枠組み規則でリスト化された材質• 出発物質の製造を除くすべての製造・加工・流通段階
品質保証システム (システムの確立・文章化・実施)	<ul style="list-style-type: none">• 材料または成形品がその使用目的に要求される品質に適合することを保証するための体系的に文書化されたもの• 出発原料、中間・最終原料及び成形品が品質保証システムで決定された規格に適合することを保証するもの• 最終的な材料および成形品が、それらが適用される規則に適合することを確保するため<ul style="list-style-type: none">• 十分な人員と知識・技術/設備及び施設/原材料の規格/製造プロセスおよびその他のプロセスに関する指示・手順を定義
印刷インク	<ul style="list-style-type: none">• 食品非接触面へ印刷インキを塗布する工程を含む場合の詳細要求事項<ul style="list-style-type: none">• 印刷面の物質が、基材を通して、または積み重ねやリールによる裏移りによって、食品に影響を与える濃度で移行しないように処方・塗布すること• 印刷面の物質が、基材を通して、または積み重ねやリールによる裏移りによって、食品に影響を与える濃度で移行しないように、中間品または最終成形品を取り扱うこと• 印刷面が直接食品に触れないこと
GMP監視・是正処置	<ul style="list-style-type: none">• GMPが達成されない場合の是正処置規定<ul style="list-style-type: none">➢ 是正処置が遅滞なく実施され、管轄当局の検査に利用可能であること

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011

製品に含有される化学物質がUnion List(ポジティブリスト)に記載されていることが求められ、かつ特定の食品疑似溶媒で試験した際の溶出量・移行量を基にした安全性の確認が必要

一般条項 (1~4条)	<ul style="list-style-type: none">対象、適用範囲、定義、プラスチック材料または成形品の上市
要求事項 (5~12条)	<ul style="list-style-type: none">認可化学物質<ul style="list-style-type: none">認可化学物質のリスト (Union List※)、Union Listに記載されない化学物質の例外措置、添加物暫定リストの制定と維持)一般的要求、規制及び仕様<ul style="list-style-type: none">化学物質の一般要求、化学物質の具体的要求、プラスチック材料または成形品の一般制限、特定移行量制限、総移行量制限)
特定のプラスチック材料または成形品の特別条項 (13~14条)	<ul style="list-style-type: none">多層プラスチック材料および成形品、多材質多層材料および成形品
適合宣言と文書化 (第15~16条)	<ul style="list-style-type: none">適合宣言、支援文書
適合 (第17~19条)	<ul style="list-style-type: none">移行試験結果の表記、移行制限への適合評価のルール、Union Listに記載されていない物質の評価
最終条項 (第20~23条)	<ul style="list-style-type: none">法の修正、廃止、移行条項、発効と適用

※Union List：食品接触材料に使用することが出来る化学物質のリスト。制限や仕様も記載されている

引用：Eurofins,令和3年度農林水産省委託事業 EU向け輸出の容器包装に関するオンラインセミナー

[k_packaging-9.pdf \(maff.go.jp\)](#)

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (1) 一般条項 (1~4条)

最終的に食品を充填する成形品だけではなく、最終成形品を製造するための中間体材料や最終成形品の付属部品に至るまで厳しく規定を設けている。

プラスチック規則の適用範囲	<ul style="list-style-type: none">• プラスチック中間体材料<ul style="list-style-type: none">• 更に加工される必要があるレジン、フィルムなど• 最終製品とするために更に成形する必要のあるもの (熱成形シート、ボトルのプリフォームなど)• 最終製品として成形されていて、食品接触が可能な状態の食品接触材料、成形品 (包装材料、食品保存容器、台所用品・調理器具、食品加工機械のプラスチック部品、まな板、冷蔵庫の内面、天板など)• 複数部品で構成される最終製品の部品 (ボトルとキャップ、トレイと蓋、台所用品の部品、食品加工機械など)• 多材質多層製品内のプラスチック層
プラスチック材料とは	<ul style="list-style-type: none">• 合成樹脂 (熱可塑性エラストマー : TPEを含む) であって、以下のものを含む<ul style="list-style-type: none">• 化学修飾された天然樹脂• 微生物発酵で得られたポリマー• 化学的リサイクルで得られたもの• 接着剤で貼り合わされた多層プラスチック• プラスチックと他の材料との多材質多層材料または製品のプラスチック層• 他材質を添加剤として加えたプラスチック (ガラス繊維強化プラスチック等)
プラスチック規則の対象外のもの	<ul style="list-style-type: none">• 機械的リサイクルで得られたもの• 接着剤、印刷インキ• 未変性の天然高分子材 (+添加物) (澱粉など)• ゴム、シリコン• イオン交換樹脂• 多材質多層材の最終成形品全体• 再生セルロース• 紙

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (1) 一般条項 (1~4条)

プラスチック規制対象となる成形品、中間体等の一例



プラスチック中間体材料



複数部品で構成される最終製品の部品



最終製品として成形されていて、食品接触が可能な状態



最終製品として成形されていて、食品接触が可能な状態

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) プラスチック規制の構成上の要求事項における添加物の一例

- **添加物とは**

- 最終製品に残存することを意図して添加され、物理的または化学的な効果を与えるもの 以下のようなものが該当する
 - 消泡剤、被覆防止剤、酸化防止剤、帯電防止剤、乾燥剤、乳化剤、充填剤、難燃剤、発泡剤、硬化剤、耐衝撃性改良剤、潤滑剤、その他の添加剤（押出し加工助剤）、蛍光染料、可塑剤、防腐剤、保護コロイド、補強剤、滑剤、安定剤、粘度又は流動性調整剤、紫外線吸収剤
- 最終成形品中で効果を持つことが意図されているものに限る
- 最終材料や成形品の主要な構成成分として機能できる物質を除く
- 表面殺生物剤のような抗菌剤等

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) プラスチック規制の構成上の要求事項におけるポリマー製造助剤 (PPA) の一例

- **ポリマー製造助剤 (PPA) とは**

- ポリマー又はプラスチック製造のために適した媒体を提供するために使用されるもので、最終製品中で物理的・化学的に効果を持たず、残存することを意図していない以下のようなもの (リストにないものも使用可能)
 - 消泡剤・脱気剤、クラスタ防止剤、クラスタ形成防止剤、スケール防止剤、緩衝剤、増強 抑制剤、凝固剤、分散剤、乳化剤、流量調整剤、造核剤、pH 調整剤、防腐剤、溶媒、界面活性剤、沈殿防止剤、安定剤、増粘剤、水処理剤
- 製造工程で必要なもの
- 最終材料や成形品の主要な構成成分として機能できる物質を除く

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) Union Listに収載されない物質の特例

- 以下のものはUnion Listに収載されていなくても使用可能である
 - **ポリマー製造助剤(PPA)**
 - **認可された酸、アルコール及びフェノールの塩類**
 - **認可された物質の混合物**
 - **高分子添加物：分子量1000以上のもの**
 - 主要な構成部として機能する、モノマーが収載されているもの
 - 微生物発酵のものは1000Da以上でもリストに収載されている必要有り
 - **重合出発物質**
 - 重合の出発物質として使用されるオリゴマー、プレポリマー及びポリマーのような高分子物質等
 - **オリゴマー**：分子量1000Da未満の、有限な数の反復単位からなる物質
 - **プレポリマー**：モノマーの重合または縮合反応を適当な所で止めた中間生成物

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) Union Listに記載されていない物質

- 極少量使用され、かつプラスチック中に残存することを意図されていないもの
- プラスチック規則の対象でない層に使用されるもの
- 過去に認可を必要とする対象とならなかったもの
 - 重合助剤（触媒や重合開始剤等）
 - 非意図的添加物(NIAS)（不純物や分解物等）
 - モノマー、出発物質及び添加剤中の安定剤
 - 色材
 - コーティング剤、印刷インキ、接着剤
 - 溶媒

※Union Listにある物質はSMLを準拠する

※プラスチックに物理・化学的効果を与えるものは記載される必要がある

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) 使用可能な抗菌剤 (殺生物剤) の一例

- **プロセス殺生物剤**

- 製造、貯蔵中の微生物汚染を防止するもの
- 最終食品接触材料へ残存することを意図しない
- 殺生物剤規則(Regulation (EU) No. 528/2012)に準拠するもの

- **表面殺生物剤**

- 食品接触材料の表面の微生物汚染を防止するもの
- 食品接触材料中への残存が意図されている
- 暫定リスト(Provisional List)に記載されているもの
- 殺生物剤規則(Regulation (EU) No. 528/2012)に準拠するもの

- **保存剤等、食品中または表面に放出されるもの→食品添加物**

- アクティブインテリジェンス材料規則に準拠
- 食品添加物規則で保存剤として認可されているもの

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (3) 特定のプラスチック材料または成形品の特別条項(13~14条)

多層プラスチック材料はUnion Listに記載された物質に規定されたSMLに適合する必要があるが、他材質多層材料はSML及びOMLの規制に適合する必要はない

種類	概要	例
多層プラスチック材料 又は成形品	<ul style="list-style-type: none">プラスチック層のみで製造され、接着剤などの手段で一体化されたものであり、印刷やコーティング剤の有無は関連しない最終のプラスチック多層材料または成形品Union Listに記載された物質に規定されたSMLに適合しなければならないSMLの対象物質がプラスチック以外の層(コーティング、接着剤、印刷インキなど)に使用されている場合でも、このSMLに適合しなければならない	
多材質多層材料 又は成形品	<ul style="list-style-type: none">多材質多層材料又は成形品は2層以上の異なる材質の材料（紙、アルミ等）からなる、少なくとも1層がプラスチック層で構成されるもの最終製品は製品全体としてSML及びOMLの制限に適合する必要はない	

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

EUへの食品輸出にあたり、適合宣言書とそれを証明するための支援文書の提出を義務付けている。

適合宣言	目的	<ul style="list-style-type: none">顧客に対して、製品がプラスチック規則と枠組み規則の関連する要求事項に適合していることを確認する顧客が、関連する規制への製品の適合性を確立したり、チェックするために必要な関連情報を提供する
	注記	<ul style="list-style-type: none">1以上のEU言語で発行されること（推奨）使用している物質がすべてUnion Listに収載され、リスク評価されていれば、1つの適合宣言で異なる大きさ、形、色、または供給源の異なる材料または成形品に適用できるただし、物質と製品の関連は識別できるようになっていること
支援文書		<ul style="list-style-type: none">事業者によって作成され、保持されるもの。サプライチェーンによって情報伝達されることは意図されていないが、管轄当局の要求に応じて提供する<ul style="list-style-type: none">供給者から受領した適合宣言実施された移行試験結果材料の成分材料の処方化学物質の毒性情報

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

全てのプラスチック材料および成形品、その他製造中間体に使用する物質が、既定に合致していることを宣言する適合宣言書を発行しなくてはならない。

Article 15

Declaration of compliance

1. At the marketing stages other than at the retail stage, a written declaration in accordance with Article 16 of Regulation (EC) No 1935/2004 shall be available for plastic materials and articles, products from intermediate stages of their manufacturing as well as for the substances intended for the manufacturing of those materials and articles.
2. The written declaration referred to in paragraph 1 shall be issued by the business operator and shall contain the information laid down in Annex IV.
3. The written declaration shall permit an easy identification of the materials, articles or products from intermediate stages of manufacture or substances for which it is issued. It shall be renewed when substantial changes in the composition or production occur that bring about changes in the migration from the materials or articles or when new scientific data becomes available.

15条 適合宣言

1. **小売以外の上市段階**において、プラスチック材料 及び成形品、その製造の中間段階からの製品、及びそれらの材料及び成形品の製造を意図した 物質について、**規則(EC) No 1935/2004の第16 条に従った書面による宣言**を入手できるものとする。
2. **第1項の書面による宣言は、事業者が発行し、付属書IVに定める情報**を含まなければならない。
3. 宣言書は、その発行の対象となる材料、成形品、製造の中間段階からの製品、又は物質を容易に特定できるものでなければならない。**この宣言書 は、材料又は成形品からの移行に変化をもたらすような組成又は製造の大幅な変更が生じた場合、又は新しい科学的データが入手可能になった場合に更新されなければならない。**

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

適合宣言書と合わせて、その適合性を証明するために行った試験内容、条件、結果、モデリングを含む計算手法等の各種分析結果を支援文書として提出する必要がある。

Article 16

Supporting documents

1. Appropriate documentation to demonstrate that the materials and articles, products from intermediate stages of their manufacturing as well as the substances intended for the manufacturing of those materials and articles comply with the requirements of this Regulation shall be made available by the business operator to the national competent authorities on request.
2. That documentation shall contain the conditions and results of testing, calculations, including modelling, other analysis, and evidence on the safety or reasoning demonstrating compliance. Rules for experimental demonstration of compliance are set out in Chapter V.

16条

支援文書

1. 事業者は材料及び成形品、その製造の中間段階の製品、及びそれらの材料及び成形品の製造のための化学物質が、本規則の要求事項に適合していることを示す適切な文書を、**国の管轄当局の要求に応じて提供するものとする**
2. 文書には、**試験の条件と結果、モデリングを含む計算、その他の分析、安全性または適合を実証する理由に関する証拠を含むこと。**実験的な適合性の証明に関するルールは、第 V 章に規定されている。

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15~16条)

適合宣言書の作成にあたり、記載すべき項目の大枠は決められており、規定の項目に従って記載し、提出する必要がある。

CAPERPLEX
IMPORTS CO.

LOT014 Candy Business Park,
45 - 47 Inchagary St., Malton,
Co. Dublin, Ireland
Phone: 00-353 (0) 1333 131
Fax: 00-353 (0) 1333 132
E-mail: cbm@suomalis.ie
Webpage: WWW.GARDECHO.IE

DECLARATION OF COMPLIANCE

Manufacturer	Hegarty S.A. Av. De las Videsas, s/n Poligono Industrial Norfont, Llodio, SPAIN	
Product covered by this declaration	PET Box 5N.4563	
Date of the declaration	25.09.2014	
Declaration of compliance with	<ul style="list-style-type: none">This product complies with Regulation (EC) No. 10/2011 (as amended).This product complies with Regulation (EC) No. 1935/2004 (as amended).This product complies with Regulation (EC) No. 2023/2006 (as amended).	
This plastic box has been manufactured only with monomers, other starting substances and additives that are authorised under Regulation (EC) No. 10/2011. A risk assessment according to Article 19 of Regulation (EC) No. 10/2011 was performed for this product.		
Information about the compliance of substances used that are subject to any restriction or specification		
Compliance with overall migration limit	Overall migration is below 10mg/dm ² under standard testing conditions laid down in Regulation (EC) No. 10/2011. Additional information can be provided on request.	
Individual substances	Specific Migration Limits (SMLs)	Test results (or estimated level of migration from calculations)
1. 1-hexene	3 mg/kg	SMLs cannot be exceeded for s/v
2. Isophthalic acid	5 mg/kg	contact ratio below 6 dm ² /kg.
Information about the compliance of substances subject to purity criteria. There are no substances subject to purity criteria. There are no substances subject to restrictions apart from the Specific Migration Limits (SMLs).		
Information about the use of "dual-use" additives in the material. No dual use additives were used in the manufacture of this product.		
Conditions of use		
<ul style="list-style-type: none">Type(s) of food with which it is intended to be put in contact All foods.Time and temperature and storage while in contact with the food Cold storage for up to 10 days.The ratio of food contact surface area to volume used to establish the compliance of the material or article The compliance testing was done under conditions set out in Regulation (EC) No. 10/2011 using a surface to volume (s/v) contact ratio of 6 dm²/kg.		
Functional Barrier There is no functional barrier present.		

- ① 宣言書を発行した事業者名および住所
- ② 製造者又は輸入者名および住所
- ③ 化学物質または製品の識別
- ④ 宣言日
- ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認
- ⑥ 化学物質及び分解生成物の十分な情報
- ⑦ 二重用途添加物の十分な情報
- ⑧ 使用に関する具体的事項
- ⑨ ファンクショナルバリアが使用されている場合の適合確認

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

(ご参考) ①宣言書を発行した事業者名および住所

記載注意事項：①宣言書を発行した事業者名および住所

宣言書を発行すべき事業者

- プラスチック用途の化学物質製造者、輸入者および流通業者
- プラスチック用途の中間体材料または成形品の製造者、輸入者および流通業者
- プラスチック最終製品の製造者、輸入者および流通業者(小売段階への提供を除く)

宣言書を発行する義務のない事業者

- 小売段階のみに供給するプラスチック成形品の製造者、輸入者および流通業者
- 非プラスチック用途の化学物質・中間品の製造者（十分な情報を提供することを推奨）
- プラスチック成形品の使用者
- 小売業者及びその業者内での流通

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15~16条)

(ご参考) ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

記載注意事項：⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

化学物質の場合	<ul style="list-style-type: none">• プラスチック規則、枠組み規則に適合している宣言• Union Listに掲載されていることの確認• 掲載されていなくても使用可能である理由（Union List物質の塩の場合はその物質のFCM番号、高分子の場合はそれを構成するモノマーすべてが認可されていること、およびそのFCM番号）• ポリマー中の用途、純度等の仕様・規格に適合していること• 国内法を適用する場合はその言及• 不純物などが評価されていること• ファンクショナルバリアの外側で用いられる用途の場合は CMR物質、ナノフォームでないことの確認
中間品の場合	<ul style="list-style-type: none">• プラスチック規則、枠組み規則、GMP規則に適合している宣言• プラスチック規則で認可されているモノマー、その他の出発物質及び添加剤のみで製造されていることの確認• Union Listに収載されていない意図的に添加された物質が、枠組み規則の関連する要求事項に適合し、リスク評価が実行されたことの確認• 非意図的添加物が枠組み規則の関連する要求事項に適合し、リスク評価が実行されたことの確認

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

(ご参考) ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

記載注意事項：⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

最終製品の場合

- プラスチック規則、枠組み規則、GMP規則に適合している宣言
- ファンクショナルバリアで食品から分離されていないプラスチック層は、プラスチック規則で認可されているモノマー、その他の出発物質及び添加剤でのみ 製造されていることの確認
- Union Listに記載されていない意図的に添加された物質が、枠組み規則の関連する 要求事項に適合し、リスク評価が実行されたことの確認
- 食品接触材料がOML（総移行量制限）に適合していることの確認・官能的特性を劣化させないこと確認
- NIASのリスク評価の確認

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15~16条)

(ご参考) ⑥化学物質及び分解生成物の十分な情報

記載注意事項：⑥化学物質及び分解生成物の十分な情報

- 特定移行量制限 (SML)、特定移行量制限総量 (SML(T))、含有量制限 (QM)、Union List第10項の制限 及び仕様に適合していること
- または上記の制限がないことの確認
- ファンクショナルバリアの外側で使用されることのみを意図したものは不要

化学物質の 場合の例

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
FC-substance No	Ref. No	CAS No	Substance name	Use as additive or polymer production aid (yes/no)	Use as monomer or other starting substance or macromolecule obtained from microbial fermentation (yes/no)	FRF applicable (yes/no)	SML [mg/kg]	SML(T) [mg/kg] (Group restriction No)	Restrictions and specifications	Notes on verification of compliance
223	13630	0000106-99-0	butadiene	no	yes	no	ND		1 mg/kg in final product	
532	88640	0008013-07-8	soybean oil, epoxidised	yes	no	no	60 30(*)	(32)	(*) In the case of PVC gaskets used to seal glass jars containing infant formulae and follow-on formulae as defined by Directive 2006/ 141/EC or processed cereal- based foods and baby foods for infants and young children as defined by Directive 2006/ 125/EC, the SML is lowered to 30 mg/kg. Oxirane < 8 %, iodine number < 6.	

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15~16条)

(ご参考) ⑦ 二重用途添加物の十分な情報

記載注意事項：⑦ 二重用途添加物の十分な情報

- 二重用途添加物を使用している場合はその情報
- 適用可能な場合は食品添加物の純度基準を尊重していることの確認

二重用途添加物の例

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
FC-substance No	Ref. No	CAS No	Substance name	Use as additive or polymer production aid (yes/no)	Use as monomer or other starting substance or macromolecule obtained from microbial fermentation (yes/no)	FRF applicable (yes/no)	SML [mg/kg]	SML(T) [mg/kg] (Group restriction No)	Restrictions and specifications	Notes on verification of compliance
315	46640	0000128-37-0	2,6-di-tert-butyl-p-cresol (BHT)	yes	no	no	3			
286	38240	0000119-61-9	benzophenone	yes	no	yes	0.6			

二重用途添加物の例

REGULATION (EC) No 1333/2008

E-number	Name	Maximum level (mg/l or mg/kg as appropriate)	Foot notes	Restrictions/exceptions
E 321	Butylated hydroxytoluene (BHT)	100	(41)	only fats and oils for the professional manufacture of heat-treated foods; frying oil and frying fat (excluding olive an pomace oil) and lard, fish oil, beef, poultry and sheep fat

REGULATION (EC) No 1334/2008

FL No.	Chemical Name	CAS No.	JECFA No.	CoE No.	Purity of the named substance at least 95% unless otherwise specified	Restrictions of Use	Foot note	Reference
07.032	Benzophenone	119-61-9	831	166				EFSA

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑①



事前質問①

原料メーカーの都合上材料の詳細が開示していただけない場合、モデリング試験はどのように実施したら良いか

例えば当社のような第三者機関を経由して、開示いただくという手段が考えられます。この場合、物質の開示は出来ないため、物質の識別を伏せた状態での評価となり、適合宣言上では SMLが設定されている物質がある場合には、SML〇〇の物質がワーストケースでのモデリング 評価においてどうだった、のように表示をすることが必要となります



回答者



事前質問②

容器包装資材への義務表示があれば、それはどんなものが対象で、どのような表示方法か

容器包装資材への義務表示については、包装廃棄物指令で材質のコードとマークの表示が義務付けられています。これは昨年より国内法の適用が開始されており、罰則の設定などもあるのでご注意ください。また、まだ食品と接触していない食品接触材料および成形品を上市する場合には、'for food contact'という文言か、枠組み規則の付属書IIに表示される、ワインとフォークのマークを付することが必要です。ただし、明らかに食品用途と分かるもの（調理器具など）には不要です。また、アレルゲン物質、例えば亜硫酸塩が10mg/kg以上含まれる場合、食品のアレルゲンの表記として記載が必要ですので、SMLが10mg/kg以上の場合にはラベルへの記載が必要になります。食品ラベルを貼付する前の成形品については、適合宣言書上でその旨に言及しておく必要があります



回答者

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑②



事前質問③

食品に接触する容器の樹脂に配合する顔料の規制について、とりわけフランスに流通させたい場合について

顔料全般には統一規則がないので、CMR物質でないことの確認、可能であれば移行試験での評価をすることが推奨されます。フランスでは、顔料について最大量と純度の規制があります



回答者



事前質問④

SIN Listとは、EUの規制になっている項目でしょうか

EUのREACH規則の規制項目について、第三者機関であるChemsecがまとめたリストです



回答者



事前質問⑤

ビスフェノールAについての規則・最新情報、日本側の対策について

Bisphenol AについてはUnion ListのFCM番号151番に記載されており、特定移行量制限として0.05mg/kg、また乳幼児向けのポリカーボネート製哺乳瓶や、コップなどの飲料用製品には使用できない。なお、昨年12月に欧州食品安全庁EFSAが再評価を実施しており、今年度中に最終化される見通しとなっています



回答者

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑③



事前質問⑥

食品メーカーが包材を購入して食品をパッケージしたものを輸出する際の義務はなにか

食品メーカーが包材を購入して、パッケージとして輸出する場合は、「使用者」にあたるため適合宣言の義務は発生しませんが、次が消費者ではなく「輸入者」へ提供するため、「流通業者」としての側面を持ち、自身が受け取った適合宣言を提供する、という必要があります



回答者



事前質問⑦

これから新たにEUに輸出する食品について、包材の宣言書の提出は必須か。宣言書が提出できなければ、輸出はできないということか

これから輸出する食品ですが、適合宣言が無いと「輸入」が出来ないため、輸入者の立場からは、宣言書を出さない会社との取引を避けるか、安全性の試験を実施するための費用や情報を要求されると想定できます



回答者



事前質問⑧

日本の事業者が宣言書を提出できない場合、輸入者(EU圏内)が、必要な溶出試験を実施して安全性を確認し、宣言書を提出すればよいのか

日本の事業者が宣言書を提出できない場合、輸入者(EU圏内)が、必要な溶出試験を実施して安全性を確認し、宣言書を提出すればよいのか、ということですが、それはその通りの解釈で良いと思いますが、先にも述べたとおり、実質的には宣言書を求められると考えられます



回答者

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑④



事前質問⑨

すでにEUに輸出されEUで流通している食品で、包材の宣言書が提出されていないものがあると思いますが、輸出が継続されている場合、それらは今後どのような扱いになるか

現在流通しているものは、それを市場に出しているものが責任を負います。したがって、その業者から適合宣言を求められるようになり、次の輸入時に求められたり、等が可能性として考えられます



回答者



事前質問⑩

EUの容器包装規制は食品添加物および食品香料に使用される容器包装も対象に入るのか

添加物や香料の場合は、これも定義としては食品となるので対象となる、と考えてよろしいと思います



回答者

包材課題一覽

包材課題

No.	使用品目	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	甘酒	塩化ビニール	使用している包材は液漏れやカビが発生してしまうが、塩化ビニールはヨーロッパで嫌煙さえるため紙の包材を実現したい	台湾・ドバイ・米国・香港	不明

包材課題

No.	使用品目	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	—	アルミ箔	海外の消費者が一番安心して使えるのはアルミ箔であるが、EUはリサイクルできる包材に切り替える必要が出てきており、賞味期限延長に効果的なアルミ箔はリサイクルができない (現状では使用可能と思われる)	欧州	有

包材課題

No.	使用品目	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	飲料	リサイクルペットボトル	台湾ではリサイクルペットボトルを使用できず、将来的に缶しか輸出できなくなると考えている	台湾	有

包材課題

No.	使用品目	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	飲料	プラスチック包材	包材の材料について国により基準が異なる。今後さらなる規制の強化が進むと考えられる	複数	有

賞味期限対応に関する課題

食品のQCDを満たしつつ、“マーケットイン”で求められる賞味期限への延長対応を行う上での課題は以下が挙げられる。

賞味期限対応に関する課題

品質 Quality

- 真空透明フィルムを使用しているが、紫外線・透過酸度による風味の劣化が見られ、官能面での現地ニーズに沿った品質基準設定が課題
- 冷凍対応において、解凍後の乾燥や冷凍焼け、固くなるなどの品質劣化が見られる
- 成分調整にて賞味期限を延ばすことが出来るが、味とのバランスを取るのが難しい

コスト Cost

- 国内向けに比べて輸出割合が少なく、輸出向けのための包材やレシピ変更が難しい
- 賞味期限延長のための包材対応・機器導入のコストが高く、導入できない
- 冷凍品輸送時のコールドチェーン確保や現地で解凍する際の賞味期限印字対応・シール貼り等に係る人件費コストが高い

期間 Delivery

- 賞味期限設定のための試験や検査に時間がかかる/加速試験で適切な試験結果が得られず、輸出向け商品開発が遅れてしまう
- 包材や添加物は商品や輸出先の規制によって基準が異なるため、規制の調査・対応に時間がかかる

賞味期限対応するための手段

商品の特性・輸出先国の規制/求められる賞味期限等を加味した上で、複数手段を組み合わせた対応が重要。

賞味期限延長の手段

成分・ 製法変更

- 食品成分・原材料や製造方法自体を見直すことにより、劣化しにくい商品の開発や改良を実施

包材対応 (ガス置換・脱酸素剤 等含む)

- 食品外の劣化因子特定、外部からの品質劣化因子侵入を防ぎ保存性向上
- **輸出先国の包材規制状況を確認したうえでの包材対応が必要**
特に昨今は環境に配慮した包材活用が世界的なトレンドのため意識が重要

添加物利用

- 食品内の劣化因子を特定した上で、劣化を防ぐために保存料や酸化防止剤を輸出先国の規制状況に鑑みながら活用

冷凍対応

- 冷凍することで品質劣化因子自体の活性を抑制、前処理・保管・解凍が品質を分けるカギとなり、コールドチェーン整備も重要
- 水分量の多い食品等冷凍に向かない食品に関しては冷凍対応は難しい

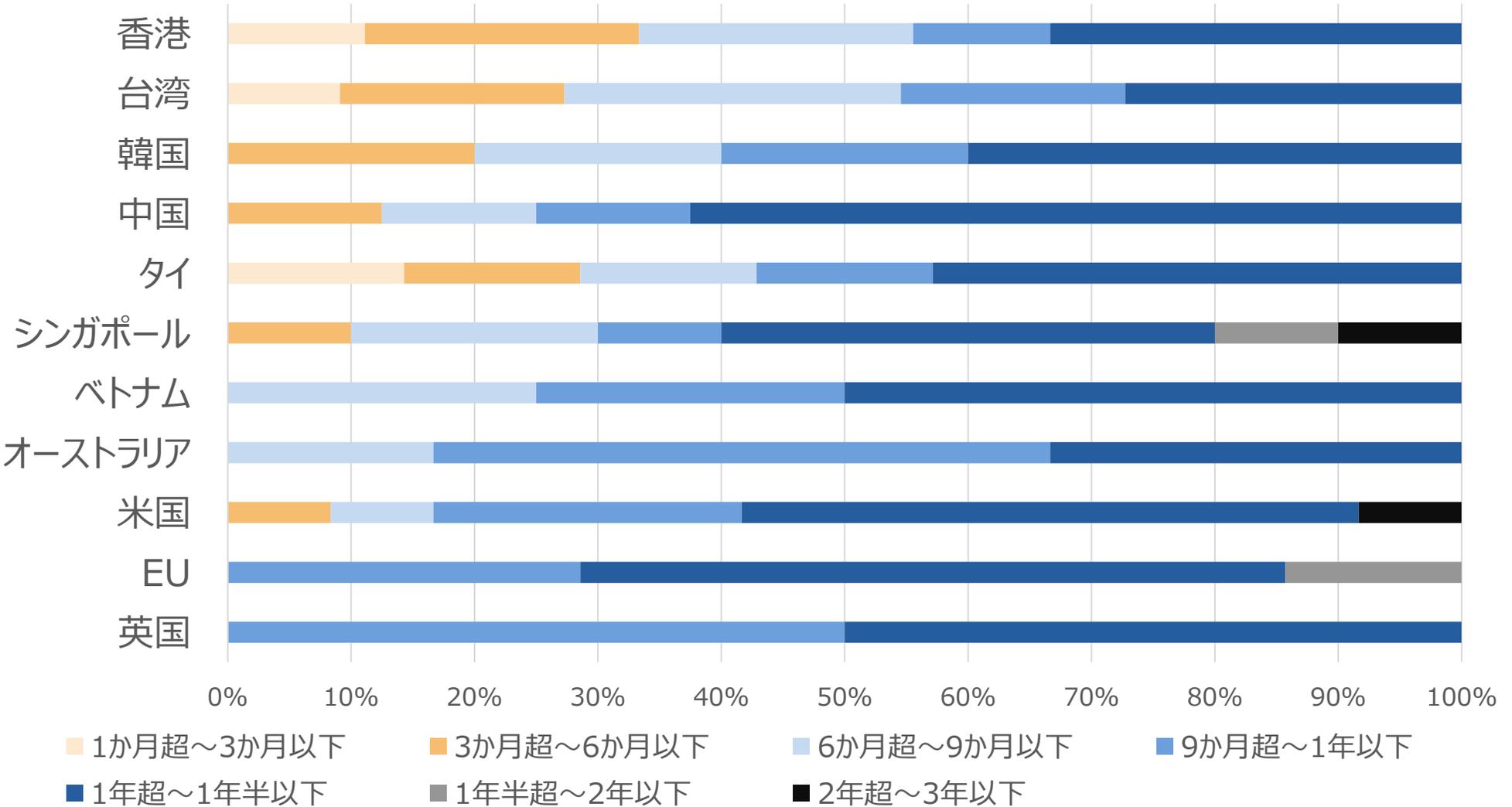
輸出向け商品 の期限設定 (成分変更・包材等の対応なし)

- 輸出先の顧客ニーズを正確に把握した上で、現地規制/現地顧客が求める品質基準（官能等）を充足すべく、日本国内のガイドライン等に鑑みた食品検査を行った上で輸出向け商品の賞味期限を再設定

複数の対応手段の組み合わせ

輸出先国別で求められる賞味期限

輸出先国別 求められる賞味期限



求められる賞味期限に関する事例

- **アジア等近隣国でも最低6ヶ月以上が求められており、1年以上もつ商品については、大手小売り店等、より販路の拡大が期待できる**



食品メーカー(菓子)

輸出先：香港・シンガポール

- **味噌は最低1年の賞味期限を求められる。品質劣化の少ない保存方法として、通常の常温から冷蔵・冷凍へ変更して賞味期限の延長に努めている**



食品メーカー(味噌)

輸出先：香港・EU

- **輸出にあたっては、少なくとも240日以上の賞味期間が求められる**



食品メーカー(水産加工品)

輸出先：米国・中国・香港・台湾

- **販売地域によって小売店への納品期限がある。3分の1ルールがあり、賞味期限が1年であれば4ヶ月残した状態でなければ出荷できない**



食品メーカー(お茶)

輸出先：北米・アジア・EU

求められる賞味期限に関する事例

- 賞味期限が4カ月であったが、アルミ蒸着や窒素充填を使用することで6か月に延長した。それでも**米国などリードタイムが長い国は、賞味期限10ヶ月以上を求められる**



食品メーカー(菓子)

輸出先：米国・EU・英国・シンガポール

- 船便での発送では、現地の店頭に並ぶまで数カ月を要するため、**1年程度では販売期間が短すぎて取り扱いしない会社もある**



食品メーカー(お茶)

輸出先：米国・台湾・EU・英国・UAE

- 米菓のニーズはある**が賞味期限が短く半年程度の商品が多い。1年の賞味期限を確保できている商品はあまりない認識で、アジアへの輸出で満足しているメーカーが多い



商社

輸出先：EU

- 賞味期限が1年以上無いと取り扱いが難しい**とのことで、冷凍商品として販売している



食品メーカー(その他調味料)

輸出先：米国・中国・台湾・オーストラリア

品質 (Quality)

- 菌検査は問題ないが官能面での品質維持が課題。水分を含み美味しいという日本の商品の強みを維持しつつ、いかに賞味期限を延長させることができるかが重要



食品メーカー(パン)

- 透明のフィルムで真空包装した常温品で6カ月の賞味期間である。菌的な障害は無いものの、紫外線及び透過酸素により風味の低下が確認されるため、6カ月賞味にしている



食品メーカー(水産加工品)

- バームクーヘンやロールケーキに関して、スポンジの水分量の保持や冷凍焼けの問題があり、官能性の観点から3ヶ月以上に賞味期限を延長することが難しい



食品メーカー(菓子)

- 水あめや砂糖を多く入れることで糖分が上がり日持ちできるが、入れすぎると甘くなりすぎるため、糖分と味のバランスを考えて商品開発する必要がある



食品メーカー(菓子)

品質 (Quality)

- 保存食に関して、缶に入れて脱酸素剤を入れており、5年の賞味期限が確保可能であるものの、温度管理で熱いところに置くと酸化することがあるため留意する必要がある



食品メーカー(菓子)

- 油脂が溶け出して商品の見栄えが悪くなる点が課題として挙げられる。パッケージをアルミ蒸着にすることで中身を見えない工夫をした。その分、パッケージに中身の写真を載せることで中身をイメージできるようにしている



食品メーカー(菓子)

- 味噌のガゼット包装の味噌で芯まで加熱しきれていないことで、商品が再発酵を起こし、ガゼットが張ることがあった。温度の変動を管理できる包材、または製造管理が必要



食品メーカー(調味料)

- 賞味期限延長のため、製造方法も変更することに加えて、酸化をしない油の使い方に製造工程を変更する必要があったため、その点で品質を担保している



食品メーカー(米菓)

品質 (Quality)

- EUと日本の温度帯の差異による賞味期限の変化が課題。寒い国への輸出では室内の温度が高いうえ、赤道を通るので輸送時の温度上昇が鬼門、湿度の違いも製品の品質に影響する



商社

コスト (Cost)

- 海外に比べて、圧倒的に国内の構成比が高く、コストの面で海外向け独自の包材対応が難しい



食品メーカー(菓子)

- 既にガスバリア性の高い包材を使用しているが、より高機能な包材に変更することをメーカーに相談すると、包材コストが倍になると言われている



食品メーカー(水産加工品)

- 冷凍対応を検討しているが、輸送時のクールチェーン確保のためのコストが懸念点である



食品メーカー(菓子)

- 冷凍商品を現地で解凍する際に、箱から出して賞味期限を印字する必要があり、人件費コストがかかってしまうことが課題である



食品メーカー(菓子)

コスト (Cost)

- 賞味期限の兼ね合いで冷凍を求められることもあり、その場合はコストも増加する。輸入者側に賞味期限・コストの観点から冷凍対応の可否についての判断を任せている状況



食品メーカー(菓子)

- ビスケット・クッキーの酸化・湿気対策としてアルミ箔を使ったパッケージが最適ではあるが、アルミ不足の時はコストが上がる点が課題。その場合は、アルミ蒸着で対応している



食品メーカー(菓子)

- 冷凍寿司を輸出すると賞味期限が長く、品質劣化を防ぎやすい点がメリットだが、一方で常温品と比較すると輸送費が高い



食品メーカー(冷凍寿司)

- 豆菓子の賞味期限を6ヶ月から12か月に変更した際は、豆菓子の輸出売上が6年かけて3億円台から5億円まで拡大したものの、包材のコストが上昇した



食品メーカー(菓子)

コスト (Cost)

- 窒素充填の包装機対応により賞味期限が4か月から6ヶ月に延長。シール性(漏れのリスク減少)も含め更なる包材性能向上へ取り組んでいるが、コスト・価格上昇が懸念



食品メーカー(菓子)

- 機能性を付与すると包材価格は上昇する
- 包材そのものを変えずに充填でガスを入れる・厚みを薄くしてコストを変えずにバランスを取る等の方法がある



包材メーカー

期間 (Delivery)

- 保存試験において、担保したい賞味期限期間が必要となるほか、資材スペックの検討、取り寄せ、何度かテストし失敗を重ねることも考慮すると、商品開発まで約 1 年程度かかる



食品メーカー(菓子)

- 保存試験の検証の際には常温以外の冷凍品等は加速試験が出来ないと認識しているため非常に時間がかかるのが実情である



食品メーカー(大豆加工品)

- 常温商品に対する加速試験も試みているが、油の固体、液体等の液性により反応が異なり、適切な試験結果を得ることができていない



食品メーカー(パン)

- 賞味期限を延ばす際は、物理的・科学的な根拠を取る必要があるため、賞味期限根拠検査・官能検査をして問題ないと判断して延長しているが、検査に長期間要する



食品メーカー(菓子)

期間 (Delivery)

- 米菓はニーズはあるが賞味期限が半年の商品が多く、1年確保できる商品は少ない。アジアで満足するメーカーが多く、EU輸出に対応できる程、賞味期限延長に積極的でない



食品輸出コンサル

- 販売地域によって小売店への納品期限がある。3分の1ルールがあり、賞味期限が1年であれば4ヶ月残した状態でなければ出荷できない



食品メーカー(茶)

- ビスケットの賞味期限は1年で輸出しやすいが、クッキーの賞味期限は10か月であり、若干賞味期限が短いことがネックになっている



食品メーカー(菓子)

- 米菓は窒素重点の包装機対応をすることで4ヶ月から6ヶ月へ賞味期限が延長し、さらなる延長のため、包材のさらなる性能向上を図っているが、コスト・価格上昇が懸念点



食品メーカー(菓子)

その他

- 麺類（半生めん）について、日本では通常3カ月の賞味期限設定が多いが、海外ではどの程度求められるのか分からない



食品メーカー(麺類)

- 切り替えを検討していた包材は酸素バリア性が高い包材になるが、これがEUのポジティブリストに載っていない可能性があり、切り替える際は規制対応まで考えなくてはいけない



食品メーカー(その他調味料)

- ソルビン酸は商品ごとに、デハイドロ酢酸は輸出先国によって使用可否が異なるため注意が必要である



添加物メーカー

- 海外バイヤーから、日本と海外の商品品質に対する考え方には差異があることを指摘され、海外市場に合った品質基準を基に賞味期限を設定できないかと言われている



食品メーカー(茶)

その他

- 油脂が溶け出して見栄えが悪くなるため、アルミ蒸着にして中身が見えなくした事例があり、パッケージに中身の写真を載せて中身が分かるようにすることで購買意欲低下を防止



食品メーカー(菓子)

- ロングライフと環境配慮は相反するため難しいが、ロングライフ包装の液体紙容器等、紙にバリア性の素材を活用する工夫をしている



包材メーカー

成分・製法変更 x 包材対応

- 糖分が商品の保存性に影響を与えることから糖分の調整を行ったことと、ガスバリア性の高い包材に脱酸素剤を組み合わせることで賞味期限を半年以上に延長することが出来た
- 包材コストは上がったが、生菓子のような日本独自の商品は海外で人気が高く、価格転嫁することで対応



食品メーカー(菓子)

冷凍対応 x 包材対応

- 輸出を検討し始めた時には最低半年の賞味期限が必要と言われたが、商品の特性上、冷凍するしか半年以上に賞味期限を延ばす手段がなくショックフリーザーを導入した
- 冷凍することで包材が割れてしまわないように冷凍耐性のある包材に変更することで目標としていた賞味期限を達成することが出来た



食品メーカー(菓子)

成分・製法変更 x 冷凍対応

- 賞味期限延長を目的として、冷凍輸送・現地での解凍販売を始めた。冷凍商品においては、製造後冷凍すれば菌類の繁殖等は問題ない。味については、解凍後でも自社基準の味であることを担保できるように成分配合、焼き方等を試行錯誤し商品化した



食品メーカー(菓子)

輸出向け延長 x 添加物

- 日本では抹茶菓子の抹茶の風味が重視されるため風味劣化がないよう賞味期限を5月に設定していたが、海外では風味はそこまで重視されないと現地バイヤーから指摘されたことから、試験を実施しつつ、現地に求められる基準を充足していることを確認しつつ、1年の賞味期限設定を実施
- 保存料の変更も合わせて実施



食品メーカー(菓子)

賞味期限表示変更×成分・製法変更 x包材変更× 冷凍対応

- 輸出先国の賞味期限表示方法と日本国内の表示方法の差異を理解し、輸出商品については輸出先国の賞味期限表示の考え方に合わせることで、賞味期限を延長した
- 上記に加え、レシピ改良も含む冷凍対応・ガスバリア性の高い包材と脱酸素剤の組み合わせ・アルコール揮散剤・脱酸素剤両方の機能を持つ鮮度保持剤活用等、複数の対応をPDCAサイクルを回しながら実施することで賞味期限を大幅に延長



食品メーカー(菓子)

（参考）事業者における賞味期限対応課題



加工食品メーカー

- 茶葉は基本的には乾燥している商品なので微生物などが大きな問題になることはない。賞味期限を設定する上で短くなってしまふ理由は官能試験の香味が劣化することに起因する。
- 海外向け商品に関しても国内基準と同様の香味基準を設けていたが、海外顧客から香味はそこまで海外では求められないため、香味を試験から除外して賞味期限を設定して欲しいという要望があったため、書面での同意書を交わしたうえで品質検査から香味検査を除き、賞味期限を延長した



加工食品メーカー

- 当社では韓国を始め、アジアにお稲荷さんの皮を輸出している。近年の日本食レストランの増加や韓国市場でのお稲荷さんの皮の浸透により販売を伸ばしている。
- 輸出する上で賞味期限の延長は大きな課題であったが、当社の商品が賞味期限が短くなる理由はタンパク質の劣化による食感（引裂き強度）の低下があげられる。
- しかし海外営業部隊が現地のレストランやスーパーを確認すると商品提供段階で既に皮が破れているものが多数見付き、それがクレームになっていないかと確認したところ、クレームは皆無であった。
- そこで海外顧客からもヒアリングすると、海外では食感よりも味や見た目を重視していることがわかり、当社の品質検査基準が海外ニーズとマッチしていないことが分かった。
- それらの顧客データや海外営業の丁寧な説明により、製造や品質部門を納得させて引裂き試験の一部要件を緩和することで賞味期限の延長を実現出来た